

○経済産業省告示第七七号

輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第二条第一項第一号ハの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を次のように定め、令和元年十月二十五日から施行する。

なお、平成十二年通商産業省告示第七百九十号（輸入貿易管理規則第二条第一項第一号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物）は、令和元年十月二十四日限り、廃止する。

令和元年十月十八日

経済産業大臣 菅原 一秀

輸入貿易管理規則第二条第一項第一号ハの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物は、輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和四十一年通商産業省告示第七百七十号）一の表の罫に掲げるもの（無償で輸入しようとするものを除く。）とする。